



各 位

平成 18 年 1 月 19 日

会 社 名 株 式 会 社 千 趣 会
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 行 待 裕 弘
(コード番号 8165 東証・大証 第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 野 口 公 俊
(T E L 06-6881-3100)

特別委員会の設置と委員選任に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 19 日開催の取締役会において、平成 17 年 12 月 13 日の取締役会で決議いたしました「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」という)に基づき、取締役会が講じる対抗措置の是非について検討し、取締役会に勧告する機関として特別委員会(添付別紙 1)を設置し、当該特別委員会の委員を選任いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(委員)

矢部 丈太郎(やべ じょうたろう) 財団法人公正取引協会副会長
小林 敏男 (こばやし としお) 大阪大学大学院経済学研究科教授
森本 宏 (もりもと ひろし) 弁護士(北浜法律事務所所属)

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置発動の是非を決定いたします。

上記委員の任期は、平成 18 年 1 月 19 日から平成 19 年 12 月 31 日までを予定しています。
委員の略歴は添付別紙 2 の通りです。

以上

【別紙 1】

特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(権限)

特別委員会は、当社取締役会に対して、本対応方針に基づく当社取締役会が講じる對抗措置の発動の是非について勧告を行うと共に、必要に応じて助言を行う。

(選任)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 特別委員の選任及び解任は、当社取締役会の決議によってこれを決定するものとする。但し、当社取締役会による特別委員の解任決議は、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- (3) 前項に定める取締役会の決議には、当社監査役全員一致の同意を要するものとする。
- (4) 当社取締役会は、以下に定める全ての基準を満たす有識者、弁護士等の中から特別委員を選任する。

現在及び過去において、当社又は当社の子会社の業務を行う取締役、執行役員、従業員若しくは常勤監査役、又はこれらの者の親族ではないこと

現在及び過去において、当社又は当社の子会社との最近3年間のいずれかの暦年の年間取引高が5,000万円を超える取引先の取締役、執行役員若しくは従業員、又はこれらの者の親族ではないこと

当社の代表取締役が取締役を兼任している会社の取締役、執行役員、従業員もしくは外部アドバイザー、又はこれらの者の親族ではないこと

当社又は当社の子会社の顧問弁護士、又はその家族ではないこと

当社又は当社の子会社の会計監査を行う監査法人の代表社員、社員、又はその家族ではないこと

当社又は当社の子会社の外部アドバイザー(当該外部アドバイザーが法人であるときはその社員、パートナーシップであるときはそのパートナーを含む。)又はその家族ではないこと

当社の代表取締役と生徒・学生時代の同級生又は同窓生でないこと

当社の代表取締役と同一のロータリークラブ、ライオンズクラブ等の社交クラブ、慈善クラブに所属していないこと

(決議方法)

特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席(会議電話及びテレビ電話による出席を含む。)する会議において出席者の過半数をもってこれを行う。

(勧告)

- (1) 特別委員会は、大規模買付者による買付提案について、必要かつ十分な大規模買付情報を取得するよう努力した上、以下の規定に従い、本対応方針に基づく対抗措置の発動の是非について勧告を行う。特別委員は、かかる勧告にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (2) 特別委員会は、以下の事由の一に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本対応方針に基づく対抗措置を勧告する。

大規模買付者が大規模買付ルールに従い意向表明書又は大規模買付情報を提出又は提供しないなど、大規模買付ルールに違反した場合

大規模買付者の提案等の内容から、当該大規模買付が次に掲げるいずれかの類型に該当し、大規模買付者が真摯に当社の合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による当社の支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすものであると合理的に認められる場合

以上

【別紙2】

特別委員会委員の紹介

矢部 丈太郎(やべ じょうたろう)

略歴：昭和14年 出生
昭和38年 公正取引委員会事務局入局
平成9年 公正取引委員会事務総長
平成10年 公正取引委員会退官
平成11年 大阪大学大学院法学研究科教授
平成14年 大阪大学退官
同 年 財団法人公正取引協会副会長(現在)
平成16年 実践女子大学人間社会学部教授(現在)

小林 敏男(こばやし としお)

略歴：昭和35年 出生
昭和63年 大阪大学経済学部助手
平成3年 経済学博士の学位取得(大阪大学)
平成15年 大阪大学大学院経済学研究科教授(現在)

森本 宏(もりもと ひろし)

略歴：昭和35年 出生
昭和62年 弁護士登録(大阪弁護士会)
同 年 北浜法律事務所入所
平成4年 北浜法律事務所パートナー就任

以上